

## **【事案 I - 2】 契約無効請求**

・ 2020 年 12 月 7 日 裁定打ち切り

### **<事案の概要>**

申立人は 2005 年 6 月 10 日に締結したとされる積立型建物共済の契約について、名義人である申立人の立会い、内容の了承、署名、捺印が一切なく、申立人の知らない所でなされた契約であるとして、当該契約の無効を求めて、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

申立人は、2005 年 6 月 10 日に締結したとされる積立型建物共済について、契約は無効である、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 2020 年 5 月に共済契約の満期を確認したところ、2005 年に付け替えの契約をしており、満期は十数年後といわれた。
- (2) 2005 年の契約は本人が知らない契約であり、当契約は無効である。したがって、2021 年の契約満期をもって満期共済金の払い戻しを求める。
- (3) 以下の理由から 2005 年の契約は無効である。
  - ① 2005 年の契約は、名義人である申立人の立会い、内容の了承、署名、捺印が一切無し、名義人の知らない所でなされた契約である。
  - ② 共済の名義、土地、建物の相続人は申立人であり、2005 年の時点で被申立人の主張する母親には契約変更の権利はない。
  - ③ よって、被申立人の主張する 2005 年の契約は無効である。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 2005 年 6 月 10 日契約日の共済契約申込書のとおり、満期日は 2035 年 6 月 9 日である。
- (2) 本人が知らない契約であると主張されているが、付け替え契約(転換契約)は適法かつ有効に成立しており、さらに毎年、契約応当日の 2 か月前には「共済掛金払込のご案内」が申立人宛に郵送されており、記載内容には対象契約についても案内がされている。

(3) 2005年6月10日の共済契約申込は、1993年6月30日付の申立人への契約者変更申込と同一の筆跡で、申立人により適法かつ有効になされており、同契約は有効であるにもかかわらず、1993年6月30日付の契約者変更契約が有効で、2005年6月10日付の付け替え契約が無効であるとする申立人の主張が不明である。

### ＜裁定の概要＞

審議会において、本件について裁定を行うためには、2005年の転換契約が有効か無効かという点について事実認定を行う必要があるが、当事者双方の主張は真っ向から対立し、これまで提出された書類・証拠のみではいずれの主張が正しいのか判断が困難な状況にある。この問題を解決するには、申立人の母親が転換契約にどの程度関与していたのか、母親は申立人から何か委任されていたのか否か、委任されていた場合には委任内容は何か、また、被申立人の主張する事実をもって申立人が転換契約を追認していると認定できるのか否か、表見代理が成立していると言えるのか否かなど、より徹底した関係者の直接的な供述・証言あるいは客観的な証拠書類等による事実認定が必要になると認識し、双方の主張に係る提出書類・証拠を慎重に検討したが、これら資料のみでは、争点について当審議会が必要な事実認定を行うことは著しく困難であるとの判断に至った。したがって、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第十号「事実認定が著しく困難な事項」に該当し、申立内容が、その性質上、裁定を継続することは適当でないと認定し、裁定打ち切りとした。